

## 令和4年度 幼児センター（幼稚園）入園に関する留意事項

### 1. 入園申込みについて

入園を希望される場合は、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」及び「幼児センター入園申込書」を提出していただきます。（毎年度の申請となっております。）

### 2. 幼児センター（幼稚園）教育時間について

教育時間（入園申込書の種別①）は午前8時～午後1時30分までとなっています。

利用時間	支給認定申請書	入園申込書	基準
午前8時～午後1時30分	教育標準時間	①幼稚園教育	3歳以上

### 3. 傷病等のお迎えについて

幼児センターでは、常に安全な教育・保育に努めておりますが、急な発熱や思いがけないケガなども考えられます。緊急の場合は、保護者又は緊急連絡先に連絡いたしますので、速やかにお迎えに来ていただくようお願いいたします。

### 4. 保育料について

幼稚園児（3歳児～5歳児）については、令和元年10月から保育料を無償化しており、納入の必要はありません。※副食費（給食費）も無償化しています。

### 5. 退園・転居・転職等について

#### （1）就労状況の変更等

当初の「支給認定」申請後において、新たに就労することとなった等、保護者の状況が変わり「保育に欠ける状態」となり、「保育園扱い」へ変更したい場合には、「支給認定」の変更手続きが必要となります。（就労が理由の場合、「就労証明書」の提出が必要です。）

#### （2）休園又は退園

「休園届」又は「退園届」を幼児センターへ提出していただきます。

#### （3）保育内容変更届

住所、家族構成に変更等があった場合は、速やかに保育内容変更届等の関係書類を幼児センターへ提出していただきます。

### 6. 急な就労などによる「一時保育」について

保護者の就労などにより、午後の時間帯（午後1時30分以降）に幼稚園児の保育をお願いする場合は、一時保育入所申込書（利用する月提出）のほかに、場合によっては園児世帯全員の「就労証明書」が必要（年度中1回提出）になります。

なお、一時保育料については、通常の保育料と同様に無償化の対象となっております。

様似町立幼児センター 電話番号（36-3521 / 36-2203）